

会 議 録

附属機関の名称		平成19年度 第2回 豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		清掃環境部計画管理課
開催日時		平成19年11月5日（月） 午後2時～午後4時15分
開催場所		区役所本庁舎 4階 議員協議会室
出席者	委員	松波淳也、小祝慶紀、山田正人、平井英男、藤居秀三、戸部昇、遠竹よしこ、永野裕子、渡辺くみ子、高埜秀典、鷺崎智恵子、藤井壽、吉倉英子、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、齋藤賢司、篠靖夫（敬称略）
	その他	
	幹事	加藤計画管理課長、椎名エコライフ課長、森環境課長、佐藤豊島清掃事務所長
	事務局	計画管理課東山管理係長、櫻井計画調整係長、菊池資源リサイクル係長、伏見循環型社会推進担当係長、エコライフ課茅山エコライフ推進係長、千葉街の美化推進係長、環境課和泉環境計画担当係長
公開の可否		公開 傍聴人数 1人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>1 議事</p> <p>①清掃・リサイクル事業の現状と課題について</p> <p>②次回の審議内容について</p> <p>③豊島清掃工場の緊急停止に関する復旧状況について</p>

(午後2時00分開会)

計画管理課長 皆様こんにちは。お集まりいただきありがとうございます。定刻ですので、これより開催させていただきます。

会長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成19年度第2回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠について、報告をお願いいたします。

計画管理課長 現在、6名の方から所用により欠席とのご連絡をいただいております。根本委員、田中委員、高橋委員、中村委員、春田委員、山本委員の6名でございます。そのほか、庄司委員については後ほどお見えになると思いますので、現在、出席委員は17名でございますので、定足数を満たしております。

会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

計画管理課長 1名でございます。

会長 それでは、傍聴希望者の入室をお願いします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、会議次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

前回のスケジュールにもありましたように、今回は、清掃・リサイクル事業の現状と課題について、審議を進めていきたいと思います。

事務局より、資料の説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。

今回の資料につきましては、事前にお配りしておりますけれども、お手元のファイルの中に同じものを用意させていただいております。

右肩に資料2-1号とあります「清掃・リサイクル事業の現状と課題について」をご覧いただきたいと思います。時間の関係もございますので、できるだけ簡潔にお話をさせていただきたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

まず、大きく分けて、構成が、諮問について、それから2番目として、諮問における主要な検討項目ということで分かれております。2ページをお開けいただきたいと思います。まず諮問についてでございますが、諮問は、資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方についてということでございます。主たる検討内容は記載のとおりでございますが、この審議を経た上で答申をいただきまして、この答申を受けて、豊島区の一般廃棄物処理基本計画に反映させようというものでございます。

2ページに諮問の背景がございます。家庭生活あるいは企業活動によって、ごみ・資源等が排出されるわけですけれども、この中で、3R事業の効果的なあり方、あるいは、家庭ごみの減量、資源化率、事業者のごみ発生抑制対策、それから、最終処分の

残余容量の逼迫している状況等の課題がございます。この関係で、循環型社会形成推進基本法の責務ということがございますが、地方公共団体には第10条に規定がございまして、適正に循環的な利用、処分が行われて、施策を策定し及び実施するという規定がございます。この責務を達成して、ごみの大幅な削減、3Rの推進によりまして資源循環型地域社会を実現しようとするものでございます。

4ページをお開けいただきたいと思います。諮問におけます主要な検討項目でございます。こちらの方には、私どもがそれぞれについて現状と課題を整理させていただいておりますが、そのような課題の設定でよろしいかどうか、ご議論いただければと思います。まず、大きな目標としては、先程申し上げました資源循環型地域社会の構築ということもございまして、それと、ごみの減量の大きな問題があります。このごみの減量については、どういった取り組みをなされるかによって大きく影響を受けることとなりますけれども、そのような取り組みの内容等が右側に書かれておりまして、まず3Rの取り組み、その後、事業系ごみ対策、家庭ごみ対策、いずれも3Rの取り組みと大きく関わるものでございます。最後にコスト等のシステムの評価ですが、これも全体に関わるものということになり、このような分類により、それぞれの現状と課題について記載をしているところでございます。

5ページをご覧いただければと思います。まず、ごみの減量についてでございますが、区分のところ、一般廃棄物処理基本計画となっております。現在、人口の増加、業務活動の活発化などが見込まれており、後程お示ししますが、ごみ減量の目標の設定につきましては、都を初めとして一組と、それぞれがまちまちになっており、整合がとれてない状態でございます。この審議会の審議を踏まえまして、新たなごみ減量対策を処理基本計画の中に掲げて、その対策を実施することによるごみの減量を計画をしていきたいと思っております。

6ページ以下になります。まず関係資料の1番ですが、豊島区の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量推計と実績比較、現行の基本計画の中にごみ量推計が載っております。これについては、平成10年度、排出原調査、あるいはアンケート調査との実態調査や、これまでのリサイクルとの実績を踏まえて推計をしたものでございますが、実績の部分が、当初は推計値を上回っておりましたけれども、平成17年、18年、実績が推計値を下回っている状態になっております。

また、東京都と清掃一組の、同じ廃棄物処理基本計画によるごみ量の目標値が掲げられております。東京都におきましては、特に一般廃棄物のところをご覧いただければと思います。平成16年度、これは18年の9月に策定していますが、16年度段階で、最終処分量が90万トン、これを平成22年度は55%減にして、40万トンに目標を設定をしております。それから、清掃一組でございますが、同じく18年1月に一般廃棄物処理基本計画を策定しておりまして、その中で、下の枠の一番上のところですが、平成32年度の目標値が書かれております。資源エネルギー回収の徹底の

ところの一番上のところをご覧いただければと思いますが、23区全体のごみ量予測、平成18年度330万トン、平成32年度においては354万トン、6.3%が増加するというような推計をなっております。

8ページですが、今後の豊島区の人口等の想定でございます。こちらに掲載しているものは豊島区未来戦略推進プラン2007、本年の当初における数値目標でございます。定住人口の確保、そして世帯規模を維持していく、というものでございます。ファミリー世帯向けに良質な集合住宅の供給促進、オフィス機能強化によって昼間人口を増やしていく、あるいは、住宅については50平方メートル以上の住宅を増やして、30未満の狭小の住宅を減らしていく。事業所数については現状の維持を図っていくということで、それぞれ数値目標を掲げているところでございます。

それから、同じく未来戦略プラン2007の概要、関係するところを抜き書きをしております。環境政策ビジョン「3Rを実践しごみ半減に取り組むまち・としま」、10年後の目指す姿ということで、左側に目指す姿、リサイクルの質的な充実が図られると同時にリデュース、リユースの取組みが進んでいる。あるいは、ごみ量が半減した資源循環型地域社会が形成されている状態を目指す姿として描いております。右側に数値目標が掲げられておりまして、ごみ量の抑制、資源回収の増加ということで、数値目標を設定しておりますが、基本的な考え方といたしましては、このところ、可燃ごみが大体3.5%ほど減少して、不燃ごみは0.5%程度減少しております。その上で、現在モデル実施をしております新資源回収事業を、来年度から区内全域で実施する予定であり、今までの資源回収を、週1から週2回に回収日を倍増させることによって、約60%の資源量を増加させるということを見込んだ上での数値目標でございます。

それでは、10ページをお開けいただきたいと思っております。3Rの取組みでございます。まず、行政による3R事業といたしまして、冒頭に挙げているのは、資源8品目12分別の集積所による行政回収でございます。先程も触れましたけれども、平成20年10月からは、新資源回収として、週1回から週2回に倍増させてまいります。なお、今後につきましては、容器包装プラスチック、その他プラと言われているものへの対応についても検討していなければならないと考えております。それから、2つ目ですが、清掃移管後、平成12年から、ペットボトルの店頭回収を行っております。コンビニを中心とする店頭によって回収しておりますけれども、新資源回収という行政回収を充実することから、こちらの店頭回収についても見直しを図っていくという内容でございます。

それから、3R事業の最後ですけれども、リデュース・リユース事業の実施ということですが、今後、リデュース・リユースの動きをさらに高める必要があると考えております。関係の資料をご覧いただければと思います。まず、11ページですが、23区の容器包装プラスチックの資源回収の実施状況を載せております。左側の概要のと

ころをご覧いただくと、一番最初に書いてありますが、全てと書かれておりますのが、予定も含めて、容器包装プラスチック全てを資源として回収するところが9区ございます。その他、豊島区におきましては、ボトルタイプに限定しておりますけれども、これは従前から、平成14年から実施をしております。同じく板橋区におきまして、ボトルタイプに限定して実施をするということになっておりますが、板橋区との違いは、これは私どもは集積所で回収しているものを、板橋では拠点で回収をしております。それから、その後の処理については、板橋区は未定ということになっております。

それから、江戸川区については、欄外に書いてありますが、限定7品目で回収を行うという内容でございます。豊島区は独自方式、板橋は未定ですが、将来的には指定法人ルートにより処理を行うということになります。

次は、ペットボトルの店頭回収に関する資料です。12ページ、年度ごとの取扱い店舗数と回収量の推移です。全体として取扱い店舗数は増えております。右のグラフをご覧いただくとわかるとは思います、大部分がコンビニでございます。コンビニが増えることで取扱い店舗数が増えているという状況でございますが、必ずしも店舗数の増加と回収量が符合しているわけではありません。そういう回収量の推移もご覧いただければと思います。

13ページですが、リデュース・リユースの事業に関連しまして、主たる平成19年度の新規事業の概要を掲載させていただきました。リデュース・リユースに関しましては、使い捨て容器利用抑制推進事業、あるいは商店街容器包装、レジ袋を中心としたそういった利用抑制の推進事業、生ごみ処理機の活用支援事業と、こういった3つの事業を新規事業として行っております。

10ページにお戻りいただければと思います。10ページの表の最後の枠です。住民等という区分になっておりますが、町会、自治体等によります集団回収を、昭和47年から実施をしております。実施団体の減少等によりまして、回収量が横ばいか、やや減少という状態でございます。事業の継続、拡大を図っていかねばならないと考えております。

14ページをお開きいただきたいと思っております。行政回収と集団回収の品目別の回収量の推移でございます。行政回収については平成15年がピークですが、その後ほぼ横ばい状態、集団回収についてはやや減少傾向ですが、それでも実施団体は左側、年度とともに掲載をしておりますが、減少傾向にある割には、実績としては横ばい状態になっております。

それでは15ページ、事業系ごみの対策に移らせていただきます。ここでは、行政収集と繁華街収集に分けておりますが、繁華街収集についても区が収集を行っております。まず、行政回収の区分ですけれども、事業系ごみの約半分を区が収集しております。また、事業系ごみについては資源回収が比較的進んでないという状況と判断しております。

それから、今後の事業系ごみの取扱いに関しまして、本年から一般廃棄物処理許可業者を中心とし、資源回収業者さんを加えて情報交換の場を設けております。事業者連絡会と言っておりますが、本年から設置して、情報交換を行っているところでございます。課題としましては、ごみ処理券の貼付率が低い状態になっておりまして、このような不適正な状態を打開しなければいけない。もう一方では、行政収集と民間収集の役割分担の明確化を、今後図っていかねばならないと考えております。

関係の資料は16ページから18ページにあります。お開けいただきたいと思っておりますが、まず16ページ、事業系ごみの収集状況でございます。全体として、真ん中の枠に7万3,684トン、18年度実績でございますけれども、このうち56%が民間収集で、行政回収として区が収集しているのが44%ということになります。

17ページ、平成18年度の23区別のごみ量の各区別の比較でございます。それぞれ棒グラフですが、上に民間収集、それから下に行政収集として、区が収集している量が載っております。この行政収集の中に家庭ごみも事業系ごみも入っているということになります。千代田区、中央区、港区をご覧いただければと思いますが、これは実際、行政収集に占める割合というのは出てきておりませんが、50%をはるかに超える民間収集が行われています。新宿区、渋谷区は、大体50%程度の民間収集でございます。私ども豊島区は大体36%程度、そうしますと、文京、台東、江東、品川あたりが同じ比率となっております。ちなみに、23区の合計でございますが、行政収集が221万トン、民間収集が112万トン、合わせて333万トン、ちょうど3分の1が民間収集で行われているということです。

それから、18ページをご覧いただければと思います。ごみ処理券貼付率の、これは推計値の推移でございます。本来の歳入額が左の棒、それからその右に実際に入ってきている歳入金額がございます。線グラフは貼付率でございます。大体30%台で、最近はやや減少傾向にある状態でございます。

次は、15ページにお戻りいただきたいと思っております。繁華街の収集ですが、池袋駅周辺の繁華街では、可燃ごみと不燃ごみの毎日収集を行っております。したがって、繁華街とそれ以外の地域でアンバランスが生じております。また、繁華街では資源回収が実施できていないという状況でございます。繁華街の資料につきましては、19ページ、20ページに記載されておりますので、19ページをお開けいただきたいと思っております。繁華街の範囲でございます。まず、太線で囲まれている地域があるかと思っております。真ん中に池袋駅があり、東西にまたがっており、この太線で囲まれているのが繁華街として定義しております。このうち、駅の東西にある薄く塗られている部分が、私どもは休日繁華街というような呼び方をしておりまして、一般的には日曜日を除く毎日、週6日間収集をしている地域です。集積所は記載のとおり、左側に対象地域と世帯数が入っているのでご覧いただきたいと思っております。

20ページをお開けいただきたいと思っております。この繁華街とその他の地域の比較で

ございます。繁華街は池袋駅周辺、一般地域はその他の地域ということですが、この繁華街の地域、先程定義したのは、面積にして0.68キロ平方メートル、9月1日現在世帯数2,024世帯。一方、一般地域は12.33キロ平方メートル、13万9,081世帯となっております。ごみの収集量ですが、本年の9月の1日当たりの平均をとってありまして、繁華街については可燃、不燃を合わせて16.57トン、一般地域については202.37となっております。下に矢印が記載されていますが、またそちらの方をご覧いただくと、繁華街が0.68キロメートル、これを同一面積に換算した場合の一般地域による世帯数とごみ量を比較して出しております。繁華街地域では、先程言いましたように2,024世帯、一般地域では7,670世帯、大体、繁華街が一般地域の26%、3分の1以下の世帯数しかありません。しかしながら、同じ面積から出て来る1日当たりのごみ量ですが、繁華街については16.57トン、一般地域には11.44トンと、逆転しているという状態となっております。この地域については、かなり事業系ごみが出されていると思われま

それから、収集回収の対象でございますが、可燃ごみについては週6回、ただし、本当に駅に直近した地域、日曜休日繁華街地域と呼んでおりますけれども、この地域は日曜日も収集をしております。一般の地域の可燃ごみは週2回、不燃ごみについては週1回の収集に対して、繁華街では週6回、日曜収集も行っている地域もあるというものでございます。資源回収については、一般の地域は週1回でございますが、繁華街では回収を行っておりません。年末年始の休みの期間ですけれども、繁華街については1月1日から3日、年末は毎日行うのに対して、一般地域は、12月31日は収集を行わず、3日まで休むという状況でございます。ごみの収集時間ですが、繁華街については朝の7時から8時までの早朝収集を行っております。一般の地域は時間帯収集ということで、3区分によって8時半、10時、12時半と、3つの区分にわたって収集を行っております。

21ページ、家庭ごみの対策でございますが、ごみ量の区分のところをご覧いただければと思います。区収集のごみ量の約半分を占めております。ごみは全体としては漸減、やや減少傾向にとどまっております。ごみの資源については、1万5,700カ所の集積所、うち4,300カ所が戸別収集ですが、集積所での収集を行っております。これについては、今後、有効な減量対策の推進を行っていかねばならない、あるいは、経済的インセンティブ導入による減量の検討、戸別収集の検討も行っていく必要があると考えております。

ごみの組成でございますが、まだ必ずしも100%分別されて、きれいな形で出されているわけではございませんので、分別のさらなる徹底ということが必要です。新たな資源回収の取組み、容器包装プラスチックへの対応ということで、先程挙げましたが、今後の検討を進めてまいりたいと思います。それから、生ごみの減量化、資源化についても、あわせて検討しなければならないと考えています。

関係の資料ですが、22ページをお開けいただきたいと思います。東京都内の家庭ごみ有料化の実施状況でございます。ざっとご覧いただければと思いますが、東京都内、23区はまだやっておりませんが、東京都下には39の市町村があります。市については26、うち実施している市が17、未実施が9。町村が全体で13町村ございまして、実施している町村が3、未実施10という状況でございます。

それでは、裏の右側をご覧いただければと思いますが、料金の隣に戸別収集、これは有料化するということから、不法投棄対策ということで、2つの自治体を除いて、戸別収集もあわせて実施をしております。それから、事業系の収集については、これはすべて基本的に行っているのですが、ただ、西東京市をご覧いただければと思いますが、来年の1月から、家庭ごみの有料化と同時に戸別収集も実施して、あわせて事業系ごみの収集は行われないうことで決定しております。ここは非常に特徴的なところでございます。

それでは、23ページをご覧いただきたいと思います。平成18年度のごみの組成、排出原調査をいたしております。その調査の結果、ごみの組成のところをご覧いただければと思いますが、可燃ごみについては、本来、資源となるべきものは全体の4分の1程度、24%含まれております。また、不燃ごみについては、資源となるべきものは18%、5分の1程度が、まだごみの中に混入をされているというところです。

それから、24ページ、廃プラサーマルとして新資源回収のモデル実施を行っておりますが、そのモデル実施地域でのごみの組成とごみ量の変化を調査しております。実施前は6月時点の調査、実施後は9月時点の調査でございます。可燃ごみについては、全体として実施後、約9%の増加になっております。ごみの組成のところですが、資源となるべきものが、実施前は大体24.7%、それから、実施後は20.2%にやや落ちております。不燃ごみについては、実施後、実施前と比べると、約63%の減となっております。ただし、資源となるべきものは、実施前ですと17%含まれておりますが、実施後は28.2%と、全体のごみ量は減っているのですが、パーセンテージは逆に跳ね上がっている状態となります。

25ページをご覧いただければと思います。23区の集積所、拠点による資源回収の実施状況でございます。ざっとご覧いただければと思います。豊島区は、ペット、トレイまでは、すべての品目を行っております。表の中ほどの欄にありますが、こちらにつきましては、先程11ページで紹介をしたとおりです。その他、電池、蛍光管についても載せさせていただきました。電池については、豊島区を含めて11区、蛍光管についてはこれから取組みということになりますけれども、現在2区モデル実施をしております。江東区、品川区ですが、来年度から本格実施を予定しております。

26ページをご覧いただければと思います。システム評価（コスト等）でございますが、まず、コストについては、現状としまして、清掃費約44億円、うち人件費は17億円を占めております。27ページにその関係資料として、ごみと資源の処理原

価算出方法を、平成17年度の決算をベースにして出しております。出し方は23区共通で、いずれの区も現段階ではこういう出し方をしております。ごみ、資源、それぞれ人件費、物件費等、計算して計上しております。ごみについては、キロ当たり49.44円、資源については、キロ当たり30.85円となっております。

26ページにお戻りいただきたいと思っております。国基準による評価ということですが、23区統一基準で、今のところごみ処理原価を算定しておりますが、今後については、環境省の一般廃棄物会計基準に基づき、全国統一の基準によって算定する基礎ガイドラインを示しております。これによって算定するということが、今後課題になってきます。それからあわせて、単にコスト面だけではなくて、やはり循環型社会形成、あるいは環境面等からも、廃棄物の処理システム全体を評価する必要があるということ。また、先程言いました、一般廃棄物会計基準と同様、環境省からのガイドラインが示されております。これによって今後評価をしていかなければならないと思っております。

28ページ、29ページに関係資料がございます。28ページ、一般廃棄物会計基準による財務書類の作成ということで、一般廃棄物の処理に関しまして環境省が作成しました、全国統一的な財務書類の電子ファイルにデータを入力することによって、関係の財務処理が作成できているということです。3つの書類として、原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧と、こういったことで各自治体の比較ができるということと、ある程度客観的な基準によって公に説明できるという中身でございます。

29ページですが、一般廃棄物処理システムの評価ということで、これまでコストを中心に話をしてきましたが、コスト以外にも循環型社会形成ということで、大体人口1人当たりどのぐらいのごみが出てくるのか、廃棄物から資源回収率がどのぐらいなのか、廃棄物のエネルギー回収がこういったものになっているのかと、こういったものもあります。また、温室効果ガスの排出、1日当たり、廃棄物処理に伴って、人口1人当たりどのぐらい温室効果ガスが出てくるか、こういったものを含めまして全体として処理システムを評価していこうというものであり、今後これらについて検討していく予定でございます。

それでは、ちょっとお戻りいただきまして、財源のところをご覧いただければと思っております。現状のところ、都区財政調整制度による財源手当ということで、ちょっと耳なれない方もいらっしゃるかと思っておりますが、東京都と23区の間でこういった制度がございまして、財源手当がなされております。ただし、この制度によりまして、各区のごみ減量努力というものが必ずしも財源の増に結びついているわけではないという実態がございます。

資料30ページをご覧いただければと思っております。東京都23区に特有の制度でございますけれども、23区は大都市行政の首都を抱え、一体的運営を図っていかなくてはいけないということから、都区間の財源調整、あるいは区相互間の財源の均衡を図

るという目的から、一定の財源調整を行っております。2つ目の枠をご覧くださいければと思いますが、その都区の財政調整制度の財源と、交付額の算定方法ですが、財源となっておりますのは、東京都が徴収しております普通税のうちの固定資産税、市町村住民税法人分、特別土地保有税、この3税です。本来、これは市町村の財源ということになるのですが、この部分については、一旦東京都が徴収をいたしまして、都区の共有財源といたしまして、一定の割合を特別区、一定の割合を東京都に配分しているものです。本来は区がなす仕事を東京都がやっている部分があるということから、このような分担をしており、平成19年度の都区の配分割合は、特別区が55%、東京都が45%になっております。交付額の算定式、基本的には普通交付金ということで、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたもの。それからもう一つは、特別交付金として、災害・緊急時等に対応してなされる交付金というものでございます。普通交付金が一般的、原則的な形でございます。平成18年度交付額との調整、実際の調整等の総額、それから特別区に配分された合計額、それから豊島区に配分された額ですが、豊島区については291億2,600万円、特別区全体の3.1%を占める配分でございます。

基準財政需要額の算定概要については書かれているとおりで、なかなか飲み込むのはちょっと難しいかと思っておりますので、標準区におきますモデル作業計画を設定した上で積算をいたしまして、人口1人当たりの単位費用を算出いたします。単位費用に人口を乗じて総額を出します。一部、なお書きのところ、一定の調整がされております。手数料については、収入としてその中から控除をされるというやり方になっております。

それから、ちょっとお戻りいただきまして、最後になりますが、26ページの一番表の下、中間処理でございます。23区の共同処理による分担金ですが、中間処理を共同で行っている関係から、清掃一部事務組合に分担金を各区が支払っております。分担金の算出方法につきましては、前回お話ししておりますが、18年度から、従来の人口割から、原則としてごみ量割りに切り替わっております。

それから、すべての区に工場がございまして、その工場で他区のごみを受け入れて処理しているという、いわゆる本当に共同処理ということになりますが、必ずしもその工場で、その区だけの処理を行っているわけではないということもございます。今後、ごみ量減量努力によりまして、負担金、分担金を軽減するという問題がありますし、それから、これは23区にまたがった問題でありますけれども、すべての区に中間処理施設があるわけではございませんので、その中間処理施設を巡る住民対応、あるいは職員派遣、還元施設の更新等の負担が、それぞれの中間処理施設を持っている区にかかっているというようなことから、アンバランスが生じているということで、23区間の負担の公平というようなことが検討課題に上っております。

関係資料、すべての可燃ごみの搬入ということで、31ページをご覧くださいます。

一番最後のページです。これは、それぞれの区のごみがどこに搬入されているかということを書いているところです。区名があって、矢印がないところは、その区内にある工場で処理をしているということになります。私どもの豊島清掃工場につきましては、豊島区に接している地域の板橋区、それから新宿区の一部のごみが搬入をされております。全体としてこういう流れになっておりまして、全体を共同処理というようなことでございます。

それでは、私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、今回の資料の説明いただきました。

事務局からも説明がありましたように、審議する内容が非常に膨大になっていきますので、議論を絞り、順序立てて、系統的にやっていく必要があると思います。その際、今日の資料の4ページ目に、検討項目が整理されております。この項目に従いまして、順次、広くご意見いただくという方針でいきたいと思いますが、その際、ごみの減量全般の予測として、ごみの減量という項目がありますが、これは数値目標に相当する部分です。どのような対策をとられるかによって、この数値目標もかわると思いますが、今日の議論としては、ごみの減量を達成するための政策であります3Rの取組み、事業系ごみ対策、家庭ごみ対策、システム評価（コスト等）、こういった4つの項目について、特に議論したいと思います。

順次やりたいと思いますが、審議終了の時間ですが、4時ぐらいを目途としてよろしいでしょうか。

計画管理課長 まとめとか、連絡事項も含めて、できれば4時10分ぐらいに終了させていただければと思っております。

会長 そうしますと、それほど時間がございませませんが、4つの項目に関しまして、マックスで20分ほどいただきまして、その間で議論をなるべく幅広く出していただくという方針でいきたいと思いますが、順序としては、3Rの取組みからやっていきたいと思いますが、約20分間ということで、その中でなるべく多くの意見を拾いたいと思っております。その前段階として、この方針でよろしければ、さっそく入りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

では、最初の段階、3Rの取組みについて、ご意見を。3Rの取組みというのは、今日の資料の10ページのところから始まる部分ですけれども、10ページから14ページ、この部分に関しまして、特に現状と課題がこういうことでよろしいかということを中心に議論をいただきたいと思っております。3時ちょっと過ぎぐらいまでを目途にご意見をいただきたいと思っております。

ご自由にご意見をいただきたいと思っております。

委員 今、会長から、10ページからの取組みという話だったのですけれども、その前に、大変お恥ずかしいのですが、例えば7ページのところ、今のごみ量についての

数字が出ているのですけれども、ここで出てくる言葉が、この資料を前もっていただいたので拝見したのですが、この東京都のところに出てくる一般廃棄物、一般と産業廃棄物、産廃という区分と、あとから出てくる可燃ごみ、不燃ごみという言葉が出てくるのですけれども、その関係をちょっと正しく把握しておりませんで、お恥ずかしいのですが、わかりやすく、もう1回教えていただければありがたいのですが。

計画管理課長 まず東京都のところをご覧くださいますと、一般廃棄物と産業廃棄物、廃棄物を2種類に分けています。産業廃棄物は法定されていまして、法律上20種類、定められておりまして、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としております。23区につきましては、産業廃棄物は取り扱いませんが、一般廃棄物を取り扱っているということになります。

委員 そうしますと、この一般廃棄物の中に、後で出てくる可燃ごみと不燃ごみが両方ありますよという理解でよろしいのですか。

計画管理課長 おっしゃるとおりで、一般廃棄物の中に私どもが言っている可燃ごみ、不燃ごみ、あるいは資源というものも含まれて、その中の区分になります。

委員 東京都は一般廃棄物と産業廃棄物も扱っています。小規模の事業者に限ってですが。

計画管理課長 23区という意味で、区という段階では一般廃棄物を扱っているということですが。

会長 用語の定義を含めまして、確認しておかないと議論がかみあいませんので、よろしく願いいたします。それ以外に、様々な視点から区の清掃・リサイクル事業に関わる皆様が委員になっていきますので、様々な視点から意見を出していただければと思います。

委員 会長さんがご提案されている中身とちょっとずれるかもしれないのですが、前回のときに、平成12年に出された基本計画を配っていただいて、この基本計画そのものを改めて、きちんと読んだわけではないのですけれども、見ましたところ、1つ疑問が出たのが、前回のときには平成12年から平成23年までということで、今回の諮問を受けて答申を出し、それを具体化するのが平成21年ということですので、前回の基本計画からすると、若干の前倒しになってくる。もちろん、これはいろいろな経過があるのだらうと思うのですが、会議録を見させていただいたのですが、そのあたりの説明がなかったと思います。どういう形で前倒しで今回こういうふうに計画の見直しが行われるのかという点。

それからもう1つ、このときに出された基本計画では、今みたいな3Rの部分というのは乗っかってはいないのですけれども、やはりそれなりに事業計画というのをを出してきていたと思います。そういう事業計画が、もちろん途中ですけれども、途中の中で今の現状があるのは、この事業計画に基づいて、これをやったのだけれどもやっぱりこれが足りなかったとか、そういうような説明がないと、今ひとつ流れがつかみ

にくい。それから、数字の目標値も出していただいているのですけれども、この目標値の裏付けが何なのかとか、やっぱり数字的には非常に大きいものですから、それをきちんと自分の中で理解するという点では、申しわけないのですけれども、数字の羅列だけを聞かされているような気が、正直言ってしなくはないのです。ですので、私はもう少し説明の仕方とか、それから、この間の基本計画のどこを直して新しい基本計画にしていかななくてはいけないのかというような、一番の大元になる部分を、できればもう一度、きちんとご説明いただきたいというふうに思います。

計画管理課長 平成12年に作った計画については、23年までの予定になっておりますが、あわせてお手元の資料があればちょっとご覧いただければと思います。冒頭のところに、計画期間とあわせて、この計画の見直しの事項も入っております。概ね5年程度で見直しをするということから、当然状況がその段階では変わってくるというようなことを想定して、一定期間過ぎたら一定見直しに入るというようなことで、そういうことを踏まえまして、一定の期間が過ぎたら、その時点での状況を踏まえて、新たにどのような対策をとっていくのか、そのような対策をとった場合に、どういったごみの推移になっていくのかを、この基本計画に乗せていくというような考え方でございます。

委員 そうしますと、私は全てを基本計画にのっとしてしなくはないというふうには思いませんけれども、基本計画の中でこういうふうに予測をして、こういう提案で計画を立てたけれども、現実がこうなので、ここを変更するとか、現状がこういうふうになっている、関わりとしてはこのようなことをやってきたとか、概ね5年の見直しということであれば、そこの部分をもう少し説明の中できちんと出していただいた方がいいのではないかとこのように思うのですが。

委員 清掃環境部長でございます。私の方から補足をさせていただきたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画の改定の前倒しでございますが、12年からの計画でございます。もう少し早めに改定をすべきであったというご意見もちょうだいしております。特に、今回問題になっておりますプラスチックの扱いの問題については、私ども、来年から資源を倍増して対応するという方針を出しておりますけれども、こうしたものも、この一廃計画を改定してやるべきではないかというご意見もいただいております。そうした中で、様々な判断がございましたが、私どももできるだけ早く改定をすべきだということから、この改定のために審議会のご意見を賜って、答申をいただいて、それに基づいた基本計画とすべく、今ご審議をいただいているということでご理解をいただければと思います。

それから、ご指摘がございました、今までの事業についてでございますが、これは、12年に清掃移管を受けまして、その間、資源回収に関する法律等が施行されて、これはちょっと荒っぽい言い方になりますけれども、こうした体制の整備に追われてきたというのが現実ではなかったのかなというふうに考えてございます。この部分では、

8品目12分別ということで、区民の方のご理解、ご協力もいただきまして、一定の成果を上げ得たというふうに評価をしております。しかしながら、いわゆる排出抑制ですとか、今ご指摘がございました再利用、リデュース・リユースという施策が、必ずしも十分だとは考えてございません。特に、事業化ができましたのが今年度からというふうなこともございまして、これもぜひ、審議会でのご意見を賜りながら充実を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、先程ございました、いわゆる裏付けとなるデータですが、これは今、一番新しい減量目標といたしまして、未来戦略推進プランの中に掲げてある数字でございます。これについては、具体的なこういった考え方でということで、先程参事の方から口頭ではご説明いたしましたけれども、資料としてお出しをしたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、やはり来年にかけまして、大きな清掃事業、資源回収事業の転換期でもあるというふうなことで我々認識をしております、審議会でのご答申をいただいて、新たな施策も含めて着実に実施をして、ごみ減量が図られるような事業展開をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。委員 わかりました。そうしますと、できれば、時間がない中で本当に申しわけないのですが、なるべく数字的な説明と、それから一定の現状がこうあるときに、こういう形で関わってきて、区側としてはこういうふうに分析をして、評価はどういうふうにしてるのかとか、ちょっとそういうようなご説明を、説明時点であわせて入れていただくとありがたいというふうに思います。

以上です。

会長 この現状と課題のまとめのところは、現状と課題が混在した形で書かれていますので、ちょっと見にくいのは確かですね。ただ、今日は項目ごとに各委員さんのご意見というか、現状、課題についてのご認識等、それを幅広く拾うというのを基本的な目的としますので、今回については、一般計画についてご指摘ございましたが、事務局の方で一般計画の課題・現状として、今回、たたき台としてまとめていますので、このようなまとめ方でよろしいかということを中心にお話しいただければと思います。

では、3Rの取組みの部分ですけれども、何かありますか。「行政による3R」あるいは「住民等」の、各区分についての現状と課題。資料もついてございますが、それを含めましてございましたら、お願いいたします。

委員 さっきのご説明の中で、ペットボトルの店頭回収の資料をいただいておりますが、説明の中にもありましたが、取扱い店舗が増えてもそれほど増えてないのではなくて、逆に回収量は減っているという、こういう結果ですが、これはどういうところに原因があるのでしょうか。それと、逆にその分が、資源回収や何かでもって確実に地域で回収されているということなののでしょうか。

計画管理課長 このことについては、実は分析をしきれてないという状況です。具体的

にその段階になりましたら、私どもも考えている方向によって分析を含めて評価を、お話をできればと思っております。今日の段階では、とりあえずそれぞれの項目について具体的にご審議いただきたいと思っております。先程言いましたように、その前段階として、今日、私どもがたたき台として各項目別に議論を深めるために、その検討項目を一定程度たたき台として用意をさせていただきました。今後の審議の項目として、こういう整理でいかがかということで提示をさせていただきましたので、今日はこのような整理でいいのかどうか、ご議論いただければと思います。今後それぞれいただいたご意見に基づいて整理をして、整理された項目ごとに具体的に検討に入っていきたいと思っておりますので、できれば、できるだけ広く、このたたき台をもとにご議論いただければと思います。

なお、この質問につきましては、該当の審議の段階で、私どもできるだけ分析をいたしまして、一定の評価を出したいと思っております。

委員 余計なことですけれども、このことは缶についても言えるのではないかと思うのです。今、空き缶というのは非常に市場価値が高いものですから、私ども地域で集めていてもみんな持っていかれてしまう。白昼堂々と、全部集めたものをそのまま自転車に積んで行ってしまふ。それで町会なんかで資源として、その分幾らかでも町会の方への還元にしたいと思っても、その努力が水の泡になっている現状があり、難しい問題と思っています。だから、全体的なコストと、それから実際にどういう形で、どこでどういうものが回収されているかというのは、やっぱりもう少しきちんと精査された方がいいかと思ひます。答えは結構です。

委員 容器包装リサイクル法という言葉が出てきますけれども、特にこの後でもいいのですが、一般廃棄物の対策とつながってくるので、容器包装プラスチックというのが一体何なのかというのは、もう少しご説明いただいた方がいいかと思ひます。

というのは、これは別にペットボトルとか白色トレイだけではなくて、様々なものが含まれておりますよね。なかなか自分でやっても難しいので、自宅で分別するのも難しいものなので、少し共通認識を持っていた方がいいかと思ひます。

計画管理課長 これについては、もう少し私の言葉だけではなくて、もっとわかりやすいものを後日用意をさせていただきたいと思ひます。容器包装には、容器もあれば包装もあると、包装というのは包んでいるものです。ですから、それがプラスチック製であればすべて入ってくるというようなことでお考えいただければと思ひます。しかし一方では、入らない物もあり、プラスチックのバケツとか、おもちゃとか、そういったものは容器でもなければ包装しているものではないので入らないということになります。身近なものでは、レジ袋というのは当然この中に入ってくるということで、ただ、これについてはもう少し整理をして、次回等に用意をさせていただきたいと思ひます。

委員 先程、今回の資料で、今回認識を共通させて、4つのごみ減量化に伴う対策を、

3 Rから始まって、事業系、家庭系、そしてシステムという、こういった形で認識を共通するというような形、それでたたき台についてどうかということでした。その中で3 Rへの取組みについてですが、行政による3 R事業という、10ページの現状と課題ということについては、このような内容で、私としては、これから個々の問題に対応していくという形ではいいと思います。ただし、後は並びの順番についてですが、まず大事なのは、よく言われていることですが、リデュース・リユースから始まって、それが最終的にできるのは、特にリサイクルという形になってくるとというのが一般的に言われていることですので、まず並びの話になってしまいますが、まずリデュース・リユース事業を実施するに当たってどんなことをやっていくかと。現実的に言っても、リサイクルということが直近の問題としてあると思うのですけれども、まずはリデュース・リユース事業から少し考えてみて、現状のリサイクル事業というのはどんなふうになっているかというような形で議論していくというのがあるのではないかとこのように思います。

会長 1点つけ加えるとすると、リデュース・リユース事業の実施のところで、13ページを見ると、啓発、エコライフ情報誌発行事業というのがありますが、これはむしろ啓発の部分、いわゆる環境教育というか、環境学習というか、それは子どもだけではなく、大人も含めてであり、そういった部分もちょっと欠けているなという感じがしますので、そういった部分を考えた方がいいのではないかとこのようにつけ加えたいと思います。

実際、今日、詳細な議論をするというわけではなくて、このたたき台の形のようなまとめでよろしいのかということが中心になってまいります。具体的な中身については、以後、今日2回目ですけれども、3回目、4回目という機会に、具体的な議論をしていくという予定でございますので、そういった整理の仕方としてという観点で、基本的にお願ひしたいと思います。何かございますでしょうか。

それでは、3 R取組みに関しては、基本的にこの方向性で、幾つか議論ございましたが、容器包装の用語の整理であるとか、並びとか、ございました。では、とりあえず、次の、事業系ごみ対策に移らせていただきたいと思います。

事業系ごみ対策、これは15ページから20ページまでの議論でございますが、これに関しまして、ご意見、コメントいただければと思います。何かございますでしょうか。

委員 ここまでのご説明の中で、ちょっと入っていないなと思った事項が2つあります。1つは、手数料の値上げが最近行われるはずですが、恐らく排出量とかにも影響してくる事項ですので、そこはやはり必要かなと思うこと。

もう1つは、今、食品リサイクル法の改正が審議されております。その中では、私も全部覚えていないのですが、例えば単的にコンビニエンスストアがその法律の枠の中に入ってくるという話もございます。チェーンストア関係ですね。というのもこの事

業系ごみの発生量に関係してくるところですので、そういうのは計画を立てる上で必要な事項かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長 特にこの事業系ごみに関しては、繁華街と一般地域の格差というか、相違というか、そういった部分が特に問題になろうかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

委員 私のうちは住宅地ですけれども、すぐ近くが池袋の西口という繁華街を抱えておりまして、朝なんか、私も時々早朝回っていますが、非常にきちんとしているところもあれば、そうじゃないところは前の晩から出されて、カラスの被害にあっているような状態もあります。

やっぱり事業系の問題点というのはいっぱいあると思うのですが、このように資源回収を未実施であるとか、その他の地域とのアンバランスとか、これはやはり大きな課題だと思います。このように整理していただいているということによろしいかというふうに思います。意見として申し上げます。

委員 先程の質問の中に、先程の生ごみのリサイクル、これのチェーンストア関係というのは、この豊島区以外、東京都全域で、区が扱っているというのはほとんど今もないのではないのでしょうか。我々、事業者が大半だと思います、それなりの形のチェーンストアは。ですから、そこで仮に最近話題になっていますセブン・イレブン等は、独自で生ごみのリサイクルの体系をつくったというのを発表されておりますし、その他は、豊島区範囲の中でもリサイクルを進めなければならない事業所の大半は事業系というか、我々業者がやっている。区に負担はあまりないのではないかなと思うのです。ですから、それはもう既に減量対策外というふうに感じるのですけれども。よろしいですか、どうですか。

計画管理課長 おっしゃるとおりなのでしょうけれども、ただ、この一般廃棄物処理基本計画自体は、一般廃棄物全体を取り扱っているということになりますので、主体としては、区が行政収集、行政回収が当然中心になろうかと思っております。家庭ごみが中心になろうかと思っておりますけれども、一応、区自体の役割として、一般廃棄物の処理自体が、この基本計画の中でどういう取組みがなされているかということで、区の役割にもなっておりますので、丸っきり無関係ということにはならないかと思っております。

委員 そういう何か今後の方針もあるということですか。

計画管理課長 逆に今回ご議論いただきまして、区としてどういう関わり、どういう取組みが必要なのか、この審議を踏まえて、私どもは今後検討していかなくてはならないと思っております。

委員 今、セブン・イレブンがそういう形でやっているとかということですが、結構、大手のストアとかというところでは、収集、回収をずっとやっているような姿を見ているのですが、この資料から見ると、例えば繁華街でのごみ量に関しては、一般地域より世帯数はずっと少ないのに、ごみ量としては多いのだということが非常に強調さ

れていますよね。だからそれが何を表しているのかということがきちんと出されないと、私なんかは何を意図しているのかなというふうに思ったのですが。

委員 私に聞かれても困ってしまうのですけれども、実際には、私もこの統計を見てまして、事業と言われる、その事業本体から出ているものなのか、それともその地域に住んでいる住民の方も一緒に出してしまっているのか、それを合計合わせたものが繁華街と言われるところの総数になっているのか、ここがちょっと僕もこれでは判断つかないですね、別々に収集しているとも思えないので。

計画管理課長 これは繁華街だけに限った話ではないのですけれども、私ども事業系、家庭ごみ、いずれも同じ車での収集、集積所も同じ場所ですので、有料シール貼ってあればそれははっきりわかりますが、貼ってないという現実がありますので、それは混在をしていると判断します。あわせて収集をしておりますので、今までの実態としては、なかなか把握できない状態です。本来であれば、今、委員からご指摘があったように、中途半端な資料になっているので、直接的に、もう少しこういった状況になっていますよと、数字をお示しできるようなものがあればいいのですが。今後、排出原調査等も実施をいたしまして、実態調査に努めて、経年変化を見ていかななくてはならないと思っておりますが、そういった状況が今のところできておりません。

それから、事業系廃棄物、民間収集で行っている場合についても、これは複数の区のごみが混在し、豊島区だけのごみということではなくて、区をまたがって収集して、清掃工場等に持ち込んでいるということから、なかなか実態が把握しにくい状態にあります。あくまでも推計でやっております、実際の収集状況の把握の精度を高めていくという精度向上につきましても、今、23区の共通の課題になっております。現実的に区内の実態を把握というのが非常に難しい状況にございまして、ちょっとぼやけた表記になっておりますが、今のところこういう統計しか、数値としては出せないという状況です。

委員 今、答えが出てしまったようなところで言ってもしょうがないかなと思いつつ発言させていただくのですが、15ページに、行政収集と民間収集の役割分担の明確化ということで、これについては18ページということで載っています。券を貼ってあるかどうか、これでしかわかりようがないということで、このことしか載ってないのだと思うのですが、本来、本当に行政としてどこまでやるべきかというのは、行政の負担ということを考えても、非常に見極めが大事だというふうに思います。

先程、どの辺の業者までがリサイクル法の範囲内なのかとか、その辺も一般的には非常にわかりにくい。土地柄というか、住宅地と商業地が混在しているという、そういう土地柄の特徴もありますし、あと記憶に新しいところでは、去年だったと思えますけれども、医療廃棄物が一般のごみの中に混ざっていたということで、この豊島区のニュースとして流れたというようなこともあります。ですから、中身を全部見て回って区別するというのは非常に難しいと思うのですが、その中身をもう少し把握して、

課題を洗い出しておく必要があるのではないかと思います。そうでないと、この行政と民間の役割分担の明確化ということは議論できないのではないかと思います。

委員 清掃環境部長ですが、ちょっと補足させていただきます。この事業系のごみ対策の問題については、先程、会長からもございましたので、改めてご議論いただくというふうなことになるかと思っておりますので、その際に詳細な資料をお出しをしたいというふうに考えておりますので、今日の時点では、非常に大ざっぱなくくり方になってしまうかもしれませんが、私どもの考えで、今、大きな課題として、こうした課題を設定できるのではないかとということで、案としてお示しをしたということでご理解をいただければと思います。

それで、事業系の、これも大きなくくりでございますが、特に池袋などの繁華街と、その他の、例えば地域商店街があるような地域等は、問題も様々、違ってきているというふうに考えております。先程出た家庭ごみと、それからいわゆる事業でもって廃棄されるごみが混在しているというのは、むしろ池袋などよりも、地域、商店街といった、そうした地域の方が、やはり大きな課題だろうというふうにとらえております。

繁華街、池袋では約70社に及ぶ民間の収集事業者さんが入ってらっしゃって、その中で行政もやっておるといことなのですが、今、委員からご指摘のとおり、このあたりで適正な行政の役割というのを、改めて何なのかということをご審議をいただく中で、この役割分担というふうにしてございますけれども、明確化を図っていきたいというふうに考えておりますし、また、やはりごみ処理券、これが30%台ということでございまして、7割近い方がフリーライドしているというふうな実態もございますものですから、これは大きな問題でもございますので、様々なご意見を賜りながら、我々も適切な対策をとっていかなくてはならないと。非常にまだまだ課題は足りないかというふうに考えておりますけれども、大雑把にこうした認識であるというところでございます。

委員 事業系一廃の問題、実は我々研究畑でもほとんどよくわかっていないという部分です。どういう業態か、何がどのように出てくるのか、どういう差があるのかとか、例えば、その中に資源がどれくらい含まれているのかとか、本当に何もデータがないという状況です。私もそういうのを知りませんので、やはりこれは、豊島区さんで試していただいても、一般廃棄物の約半分ぐらいは事業系が占めて、非常に大きい排出原、ここをうまく減量なりリサイクルなり3Rしていかないと、一般家庭だけ頑張っても仕方がない部分でもあります。ですから、ここは豊島区さんだけをお願いするのは少し大きい話ではありますけれども、少し詳細に調べていくというようなことは必要かなと思っております。

委員 課長さんにちょっと伺いたいのですけれども、この池袋周辺の繁華街は毎日収集しているというふうにおっしゃっていますけれども、これは何時頃収集するのでしょ

うか。前に、明け方収集したときに、スナック等では水気もたまるものも出るわけで、収集車が通ったときに、女性にちょっと汚水がかかったというので、弁償しなさいとかと詰め寄られたりしている例があるということも聞いたことがあります。その靴下は幾らですかと言ったら、1万円する靴下だと言われて随分困ったという話でした。これは一体、何時頃収集してらっしゃるのかということと、それから、資源回収が未実施というのは、やっぱりこの繁華街の方でも、個人商店もあり、セブン・イレブンなんか押し付けて悪いという意見があるかもしれませんが、大体どこどこさん済みませんが、この資源回収に協力してくれませんかというような頼み方はできないのかどうか。そういう点、課長さんどうお考えですか、承りたいです。

清掃事務所長 繁華街におけます事業系ごみと、一部の住宅街のごみも、こちらの19ページの地図をご覧くださいますと、繁華街地区として住宅地も一部含めて毎日収集しております。繁華街の地域における、区の収集についての時間でございますが、駅周辺の狭い地域においては、7時半から収集を開始しております。繁華街の外の地域につきましては、概ね8時ぐらいに収集をしているような状況でございます。民間事業者の収集時間については、区よりも早い時間、あるいは夜中に収集している例もございます。

計画管理課長 資源回収ですが、まず、今、毎日収集している、集積所で収集していません。可燃ごみ、不燃ごみ、ごみが散在して放置できないというような、豊島区の顔の場所でもあり、このような形で実際に行っています。これを通常の形態に戻せば可能性がないわけではないのですが、今のところ、現在の形をとりながら、併せて同じ集積所に資源も取りに行くということになりますと、相当な期間、ごみや資源が滞留してしまう状況となります。車両としても相当な時間がかかって、なかなかそういう体制がとりにくいという現状がございます。これが例えば、ほかの地域と同じように可燃ごみは週2回でいいよというような話になれば、そういった回収日を設定して集積所を使った回収というのも行うことが可能かと思っております。

それから、お店の方をお願いするということなのですが、これについては、先程ペットボトルの店頭回収にあたるものですが、行政が置き場所をセブン・イレブン等のコンビニが用意しておりますけれども、それを週2回取りに行って、後の処理は区がやっております。そういった手法を他のところまで広げるところがあるのですけれども、私どもはこれは希望を聞き、店舗数だけは広がってきているような状況がございます。けれども、やっぱり基本的には行政が集積所によって回収しないと、全体の資源回収の実績と申しますか、実効あるリサイクルというのはなかなか進まないのかなと思っております。ただ、今のところ競合して集積による毎日収集、それからまた資源回収と並行してするというのは、かなりきわめて困難な状況でございます。委員 私の地域には週1回民間の方に入ってきていただいています。それ以外は行政の方に来ていただいているということでありまして、商店街なのですが、週1回で一応間に

合っている地域です。ところが、商店街には必ず横道がありまして、その横道に入っている企業の方等は、行政が当たり前で運んでくれているから無断で置いていく。そういうのが今一番、目についているところです。要するに、チケットの売りが落ちてきたといいますけれども、実は私どもの商店街はチケットを販売しているのですけれども、商店街の売り上げが落ちている。ですから、チケットの販売も落ちている。しかしながら、そういう、横から入ってくるものが物すごく多いというのが現状だと思います。収集し終わった時間以降に置かれる方が結構いらっしやいます。ですから、先程部長が、商店街が商店街がと言われたので、少し言いたいのですけれども、商店街は一生懸命やっていますので、その横から出してくる者達に対するチェックのかけ方を考えていただければ、かわるのかなというふうに思っています。お願いします。

委員 豊島清掃工場長です。ちょっと私の方は繁華街の問題とは違った視点からなのですが、先程、医療廃棄物が混ざっているとかなという話もありましたけれども、ごみの質の問題というのは、やっぱりある程度課題で上げる必要があるのではないかなと思っています。というのは、現状でも、例えば収集車から火が出るというようなこともありますし、清掃工場の方ですとバンカーの火災が発生したり、あるいは焼却炉の中からワイヤーロープが出てくるようなこともあります。これはエレベーターをつるようなものです。本来、可燃ごみを受け入れているはずなのに、そういうものが入ってくる。こういう現状を見ますと、どうも家庭から出ているのではないのではないかなというのがわかるのですけれども、そうすると事業系かなと、推論になってしまいます。このため、幅広く事業系のごみが入ってくる中で、少し質の問題というのを扱っておかないと、安全性とか、中間処理の安定性とかいうのには問題があるのかなと思っています。このことを取り上げていただきたいという趣旨でございます。

会長 では事務局の方、今の部分、課題としてお願いいたします。

委員 私が住んでいるところは、やはり商店街なのですけれども、先程おっしゃったように、横の方から本当にごみがたくさん出てきますね。朝8時ぐらいからごみを捨てて、収集にいらっしやるのが2時半なのです。そうしますと、夏の生ごみの臭いが、商店街ですから、それはそれはとてもたまらないのですね。いつも思うのですけれども、集積所というのはどなたがお決めになって集積所にするのか。横の方に収集車が入っていく様子が全然見られないのですね。もっと住宅街の方に収集車が行ってくだされば、横から持ってきて捨てて行かれてしまうということが少なくなるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、ついこの間、ペットボトルについてですが、テレビでちょっと見たのですけれども、ご覧になった方もいらっしやると思いますが、スウェーデンだったでしょうか、店頭でペットボトルを入れるところがあって、そこに入れると多分5円ぐらいの値段だったと思いますが返ってくるという、そういうシステムで、ペットボトルが大

変きれいに収集されるということを見ました。これはいいなと思いましたが、考えたら区でも缶についてやりましたね。缶を持って行って圧縮すると図書券が出てくるといふものだったと思いますが、あれは一体どうしてやめてしまったのかと、今思うのですが、いかがでしょうか。

委員 ごみの集積所の指定については、今、清掃事務所長の方からお話をさせていただきたいと思います。「くうかんちょう」という名前で、チケットを交換できるようなシステムをやっておたのですけれども、1つは非常に皆さんにわかりがっていて、それなりの普及をさせていただきました。そうした形で区がチケット代ということではないのですけれども、機器全部をあのような形で負担して、お願いをして続けていくというのはどうなのかと。つくられたメーカーですとか、販売をされた方の役割というのは、当時はまだ声が上がらなかったのですけれども、おかげさまで一応収集できるような体制もとれたものですから、あのようなシステムに頼らず一定量は回収できるだろうというふうな判断でございます。ただ、やはりあのような形で、一定の誘導策といいますか、誘引策をプラスしてやるということについては非常に有効だと思いますので、社会全体で仕組みづくりができれば、非常にいいことではないのかなというふうに考えております。今はあのような手法によらず、資源の費用を増やす形で、集める量を増やしたいということで考えております。

清掃事務所長 ごみ集積所は一体だれが決めるのかというご質問についてですが、私も集積所をこれまで長い経緯で地域の方々に決めていただいて、それが現在でも形がそのまま残って利用されているというふうに理解しております。ごみ集積所につきましては地域の方々がそれぞれ相談なさって位置を決めていただく。それを清掃事務所の方で収集に行くというふうな考え方をしております。現在のごみ集積所について問題があれば、地域の方々でお話をいただいて、どういう形で解決していくか。例えばその集積所を廃止して、他の場所に集積所を設ける、そのような場合には、事前に清掃事務所の方にお話しいただいて、清掃事務所が集積所に車が入れるですとか、あるいは収集ルートに大きな影響がないですとか、そのようなことを考えまして、その場所で了解というようなことを住民の方にお伝えして、確認させていただくという考え方をとってございます。

また、先程来出ております、商店街の道に、例えば横道からごみが持ち込まれるという問題についても、私も清掃事務所は認識してございます。横から出されるごみを、別に集積所を設けるといふことになりましたと、そちらの横道までも清掃車が入っていく、あるいは収集職員が取りに行くという作業を伴ってまいりますので、これまで以上に車や作業時間が必要になるというような状況がございますので、個別個別のケースでどんな対応をしていったらいいか検討させていただいて対応している状況でございます。これからもそのようなことでやってまいりたいと思っております。

委員 ワンルームマンションの方が、自分の集積所に置くよりも集団のところのごみ集

積所に置いた方が早いものですから、どんどんそこへ捨てていってしまいます。それからもう1つは、ごみ処理券、それからレジ袋、これに関しましては、PRがあったときは大変少なくなった、ごみ袋も皆さんマイバッグを持ちながら行ってくださったのですけれども、PRがなくなりますとまたもとに戻ってしまいます。便利な方向に進んでおりますので、1年に何度かPRを重ねていただければなと思います。

委員 今日私としての捉え方ですけれども、ごみの発生抑制が行われな限り、それでリサイクル率を高めると、予算ははるかにオーバーします。こういうことを踏まえてやられるのかやられないのか。皆さん、テレビで名古屋事情というのを見ておられると思いますけれども、3割も費用負担が増えてしまったと。これは現実です。それと、品目を増やして別々な車両が回収しますと、1台当たりの予想効率は著しく落ちて、入ってくる車両、動く車両は大幅に増えます。この問題はどうか。先程1つ、繁華街の回収問題で無理だというお話と同じなのですが、この辺が一番問題ではないかなと私は思っているのですけれども、以上です。

会長 それでは、時間がちょっと押してしまっていて、議論もまだあると思いますが、とりあえず一度、区切らせていただきまして、家庭ごみ対策の方の議論に入りたいと思います。こちら時間関係で、15分ぐらいの感じで議論したいと思います。ご意見もまだ多々あると思いますが、追って議論いただけるよう、事務局の方に整理していただき、追加として取り扱わせていただきますので、申しわけございませんが、とりあえず家庭ごみ対策の方に移らせていただきたいと思います。

この家庭ごみ対策、21ページから25ページまでの資料になりますけれども、これに関しましてのご意見をいただきたいと思います。

委員 もう既にこの家庭ごみ対策の中で一番言われる中身の問題というのは、さっきもいろいろの方がご意見出ておりますので、この辺については同じ課題だというふうに認識します。事業系のごみの場合もそうでしたが、家庭用は不法投棄というのは非常に多いです。私どもの地域も大変多かったです。そういうところに何でも置かれていってしまう人、何日も同じものが置かれている状態がある。それをようやくうちの方は戸別回収をお願いして、不法投棄の場所をなくしましたけど、そういう問題も含めて、捨てる方の認識というか、モラルの向上ということをお願いするよりほかにないだろうと。さっき費用の問題も出ましたが、リユースすると言っても、例えばお茶碗など洗うためには手間や水もかかるということも考えていかななくてはならない。だから、どこまでリユースができるのか、どこまでが回収してリサイクルができるか、これは大きな問題としてやっぱり考えていかななくてははいけない。

家庭ごみ対策については、問題点をちゃんとそのように整理されており、家庭の中でのごみ処理の問題については、できるだけ生ごみの水を切っていくということなどから進めていくべきで、そういうことも含めて、課題は整理されていると思いますので、これで私は結構だと思います。

委員 経済的インセンティブの導入による減量の検討ということで、これは有料化が視野に入っていると思うのですが、前回のリサイクル・清掃審議会の付託された課題がまさにこれであって、一定の答申を出した上でモデル実施をやろうというところで、そのメンバーでもあった町会の方たちから、大反対にあって進んでいないという状況だと思います。これについて、再度検討するのか、どういうふうはこの審議会で扱うのか、それについてちょっとお伺いしたい。

委員 私どもとしては、資料もお出しをしておりますので、前期の審議会のご答申をできれば尊重していただきまして、その上に立って、この審議会で一般廃棄物の処理基本計画が反映できるような形でご論議いただければありがたいなと思っております。

ただ、この間、国からも有料化の指針という形でこうした考え方で進めるべきではないのかというふうなものが出ております。そうしたものも追加の資料で出したいと思っておりますし、それからその指針の中でも書いてございますけれども、各自治体、有料化を取り入れた自治体では、この資料にも書きましたが、戸別収集を併せて実施をするという自治体が、数として多いという状況も出ております。こうしたものを結び付けて実施をすべきなのかどうかというあたりについても、ご審議を賜ればというふうを考えております。

以上でございます。

委員 今、部長が言われたとおり、戸別収集のことを少し申し上げたかったのですが、前回の審議会では戸別収集とセットで効果を上げていたという、そういう前提のもとに検討があったように思うのですが、実際にモデル実施をしようとしたときに、この戸別収集の議論がどうもちょっと置き去りというか、印象として有料化ありきの印象を受けてしまったことが、反発につながったのではないかというふうに思っています。実際、都下の方とは道路事情なんかも違いますし、どれだけ個別収集が進められるかというのは、一つ課題であるとは思いますが、これはもともとセットで議論されていたというふうに思いますが、これについての考え方をもう少し伺いたい。

計画管理課長 当然、有料化した場合、これが当然不適正な排出の仕方、不法投棄と言われておりますけれども、そういうのを防止するというような観点から、この戸別収集は手法としても一般的でありますし、私どももその方向で検討しなければならないと思っております。

ただ、今、委員の方から出されたように、23区と多摩地域の違い、例えば道路状況も違います。狭あいな道路が多く、狭あいな道路については集積所を設けなければならない、あるいは逆に戸別収集をせざるを得ないというようなことになって対応しているという部分もあります。これを全域戸別収集した場合に、これは後程のシステム評価に関わる点ですが、機材と人員を、現状よりもはるかに投入せざるを得ないと考えています。これは単純にプラスするというわけにもいかないものですから、全体の事務事業の見直し、あるいは先程申し上げました事業系ごみの見直し等含めて、考え

ざるを得ないと思っております。このように個々の部分だけではなく、全体的な収集体制のあり方についても含めて、これは検討していかなければならないと思っております。

委員 家庭ごみの戸別収集の件なのですが、豊島区の道路事情からいきますと、絶対に不可能に近い状況なのです。それをなおかつ前回の委員会の中で、強引にそれをうやむやにしたまま有料化というふうに通してきたわけですね。ですから、私たちが知らないうちに有料化ができなくなりましたよという話しか、私たちには入ってきてないのです。だけど、今度はこれをもっと前向きに考えたときには、戸別ができなくても有料化にさせるためにはどうしたらいいのだろうか。そこへ入っていかないと、前回と同じになってしまうのですね。だから、少しその辺を考えていただけたらありがたいというふうに思います。

委員 前回の審議会の答申の受け止め方でございますが、前提といたしますか、戸別収集を加味しながらご議論いただいたということは承知をしておりますが、いただいた答申で、明らかに有料化と戸別収集とセットなのだということについては、明確ではなかったのかなというふうに考えておりますので、その辺の関連性、明確化ということ、ぜひこの審議会をお願いをいたしたいというふうに考えております。

有料化の有効性については、前回の審議会でもご指摘をいただいておりますし、様々な観点からご答申もいただいておりますから、先程申し上げましたとおり、できれば前回の答申をベースに、さらに先に進めるような形で、ごみ減量を進めるためにこうしたものをどういうふうに使っていくのかということ、ご論議をいただければというふうに考えております。

以上です。

委員 今、ごみの家庭ごみの有料化、それから今回の第3回定例会で事業系ごみの有料化の引き上げが行われましたし、それから粗大ごみのあれは要綱で決まっているということだったので、議会そのものの審議がなくて、手数料の引き上げというのが行われています。私は家庭ごみについては有料化ありきというような感じで、ちょっと審議が進むのかなというふうに一瞬思って聞いていたのですけれども、なんで有料化をしなければならないのかということ、私自身は有料化は反対です。ただ、有料化を進めるということであれば、改めてその有料化が今なぜ必要なのかというようなことは、きちんと委員会、この審議会の中でも審議をしていただきたいというふうに思いますし、私は1人1人の区民、もちろんモラル上のことだとか、いろんなことありますが、基本的にはごみ減にも協力をしているし、それから、豊島区独自の豊島方式でのリサイクルにも、ずっと歴史の中でつくり上げてきています。それから、いろいろな商店の人たちは、さっきのお話にもありましたように、店先でのリサイクルだとかというようなこともやっていますし、それから、2000年に都区制度改革で、それぞれの自区内処理というような清掃事業が移管をされるということが基本的には決まって

いたわけですが、一定の流れの中で、それがやはり23区全体で動きをつくる、ただ、それぞれの区が清掃の職員の人たちの人件費だとかを含めた分担金を払うというような、また新たな形にかわって、今継続されているわけです。この間のごみ減だとか、いろんな形の中でそれぞれの区で自区内処理をしなくてもいろいろな隣接区との関係で処理をきちんとしていく、都段階というある程度の広域のところでごみの問題は考えざるを得ないというようなことが、やっぱり一定の経過の中でも出てきているのだろうというふうに思います。

先程来、お金の使い方だとかというようなのが図でも出されていましたが、実際に私たち1人1人が税金を納めて、そういう税金の中から分担金を払い、それからまた日常的にはいかにごみを減量させるか、あるいはリサイクルするかということで、日常生活の中でずっと継続をして取り組んでいるという形になっているわけで、それをまた有料化というような形をとって、それだけで私はごみ減が進んでいくとか簡単に結論づけることは、できないのじゃないかというふうに思っています。

それで、あとこの間、いわゆる企業体における発生抑制の問題、例えば私なんかの子ども時代はずっとそうだったのですが、昔はびんを持って行ってしょうゆを買ったとか、それをもう一度繰り返せということは言いませんけれども、やっぱり全体の、資源を無駄に使わないとか、本当の意味でのリサイクルをきちんとやっていくとかというふうに考えたときに、今出るごみをどう処理をしていくか、それから、ごみの量をどう減らしていくかという部分のところだけでずっと私は論議がされているようで、その前段にある発生そのものをどう抑制をしていくか、また先程「くうかんちょう」の話が出てましたが、あれは非常に評判がよくて、そういった意味でのリサイクルというのは、進んできたんだというふうに思います。うちのマンションなんかでは、もちろん券は出ませんけれども、「くうかんちょう」を借り切って、それでみんなで缶をつぶして、きちんと整理をして出していくというような、リサイクルに対する教育なんか「くうかんちょう」があることでできたというような経過もあります。私は家庭ごみの有料化ありきというような感じで話し合いは進めていただきたくないなというふうに思っています。

会長 有料化に関しては、ありきではなくて、一手段の一つですね。そういう位置付けだというふうに理解しておりますので、そういうご心配はないと思います。

時間が押してしまして、本当に私の議事進行の問題ですが、最後のシステム評価（コスト等）の部分について、議論を移したいと思います。

委員 23ページのごみ組成の円グラフがありますが、この中で、これから廃プラのサーマルの話もしなくてはいけないと思いますが、不燃ごみの中の廃プラスチックの資源と書いてあるところが、ペットボトルとトレイとプラボトルしかないですね。先程質問しましたがけれども、これは容リプラ全体ではないので、容リプラ全体ではこの中でどれぐらいなのかというデータがないとアンフェアだと思いますので、よろしくお

願います。

会長 では、データの方の修正お願いいたします。

それでは、システム評価、先程名古屋の議論がありましたけれども、コストの面も含めた議論になると思います。そのシステム評価（コスト等）、26ページから31ページ、最後の部分になりますが、これについての現状と課題、こういった整理でよろしいかという観点でお願いいたします。

委員 すみません、時間が気になるのですが、廃プラサーマルの関連で、今もちろんモデル事業をやっているということで、来年以降、具体的に取り組むという流れはつくられてはいますが、やはりこういう形で新資源回収という新たな表現にして、でも、結局は今まで不燃だったものを燃やすという状況で、その理由が、お台場の最終処分場の使えるのが限界だとかというような形で流れてきているんですけど、この問題に関しても、これは当然取り組むんだというような感じでずっと説明されているし、資料としても乗っていると思いますが、これに関しては、進め方としてはどういうふうになるのでしょうか。

会長 これに関しては、1回分というか、議論する機会を設けると聞いておりますが。

委員 10ページでございますけれども、10ページの、現在の新資源回収を行うわけでございますが、課題として、この右の矢印が振ってございますけれども、容器包装プラスチックへの対応と、これは来年10月から、今委員ご指摘の、焼却による熱回収ということになります。できれば、やはり資源として回収をするという道も探っていきたいというふうに考えてございます。しかし様々問題もあるのではないかというふうに考えておりますので、詳しいご議論をお願いする際に、我々が問題としているような観点、状況、それから他区の実施状況、また実際には今日ご参画いただいてございます 委員さん、特に詳しく実情もご案内かと思っておりますので、そうしたお話なども含めながら、今後区としてどうすべきなのか、審議会でご議論いただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員 処理原価なんですけど、課長が言ったのは、東京都の平均ということで、人件費も車両費もシステム費の平均化したものを出したとおっしゃられておりましたが。

計画管理課長 基準は23区共通なんですけど、入れているデータは各区独自です。

委員 というと、その価格もそれぞれに違ってくるということですか。

計画管理課長 当然、かける職員も違う、面積も違いますから、当然車両台数も違ってきて、車両の運行距離も違ってきますので、当然それぞれまちまちです。清掃工場がある区とない区がありますし、当然私どもは豊島区の真ん中にあるわけですから、比較的清掃車両が少なく済んでおります。ないところはかなり遠方まで行っているところもありますし、そういった違いもありますから、当然基本的な基準は同じですけども、そこに入れるデータはそれぞれ違ってきますので、単価も違ってきます。

委員 資源とごみ、両方において、人数が私たちの計算より少ないのかなと思うのです。それと、雇上業者さんをお使いになっている、外注で出しているわけですから、その分は人件費だけでとらえるのか、そこがちょっとわからなかったのですが、お願いします。

計画管理課長 雇上業者の分は物件費の中に入っています。人件費は全く区の職員です。
委員 わかりました。

済みません、もう一つ。処理処分という表がありますね。この中の費用が、キロ当たりでこの金額になっていますけれども、これは焼却工場も含めた負担金を含めた総額というふうに考えるのでしょうか。

計画管理課長 負担金は含めません。処理処分をやっているのは清掃一組ですので、清掃工場が中心になりますけれども、そこにかかっている経費で出しておりますので、23区、清掃一組が出した数字がすべて23区と同じ共通の値段になります。

委員 我々民間業者とその値段が違ってしまったという、そう思うんですけど。

計画管理課長 これについては、手数料については収集運搬部門と処理処分部門、それぞれ計算して出しております。処理処分部門ですが、これは持ち込み手数料のところを、一般廃棄物の処理許可業者さんはそうとらえていると思います。そのベースになっているのが、このキロ当たり19円55銭と、この金額そのままではありませんので、当然、共通として手数料はその内輪の数字となっています。

委員 持ち込み手数料は、我々は安く抑えられているということですか。

委員 原価から引き落とします。

委員 お金のことはよくわからないのですが、29ページ目の一般廃棄物処理システムの評価という表がございます。これ環境省さんの内容ですね。国の最大公約数で書くところというふうになるのですが、これをもう少し工夫して、今、これからつくろうとする基本計画に対してどういう効果があるのかというのを、お金以外のところでも、うまく書き込めるようにしておくことがすごく大事だと思います。というのは、廃棄物処理サービスというのは、お金もかかりますが、一応環境サービスであって、なかなかコストだけで言いがたい効果もあります。そもそも公衆衛生のために行っているわけですから。そういったことをうまく皆さんとともに、アイデアを出して、うまく取り込んでいければいいのかなと思います。

会長 そういう項目についてのご協力をお願いしたいと思います。

時間の関係で、本当に時間ばかり言って申しわけございませんが、時間もそろそろなくなってきました。大変申しわけないんですけども、今日は発言が多々あると思いますので、関係する資料をもう一度確認していただきまして、質問意見等、事務局に直接報告いただくということをお願いしたいと思います。事務局の方はそれでよろしいでしょうか。

計画管理課長 結構でございます。できましたら、今月中ぐらいに私どもの方、事務局

まで、電話でも文書でもメールでも何でも結構です。ご報告、意見を寄せていただければと思います。その内容は、取りまとめ次第、委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思っています。

委員 最後に1つよろしいですか。

私、前の審議会にいましたんですけど、前のときも何時間もかけて答申を出しております。そのとき、結局有料化はやむを得ないというような形の中でモデル実施をしようということになりました。それがモデル実施できなかったことについて、私どもにきちんとした報告もなかったということが残念に思います。そういうことの経緯を踏まえて、後戻りのしないような、きちっとしたスケジュールを立ててやっていただきたい。これは要望でございます。

会長 本日様々なご意見いただきました。事務局に今後追加の報告もいただけるかと思いますが、事務局の方で整理していただきます。次回、今回出されました課題と、方向性について、より具体的に審議を進めたいと思っております。今回、たたき台として出されたものでございますが、これに修正を加えたものを出させていただき、より具体的に審議をお願いしたいと、次回以降お願いしたいと思っております。

それでは、本日の審議はこれで時間もきましたので終了させていただきたいと思いますが、次回の予定を含めまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

計画管理課長 次回の予定ですけれども、年明けになりますが、1月の下旬を想定して、現在調整しているところでございますので、決まり次第追ってお知らせをいたしたいと思っております。

それから、前回、豊島清掃工場の緊急停止についてご報告をさせていただきました。その復旧状況について、今回、ご報告をさせていただきたいと思っております。今、資料を配りますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(資料配付)

計画管理課長 それではよろしいでしょうか。

豊島清掃工場の緊急停止に関する復旧状況についてという文章をお出しいただければと思います。まず最初に、2号焼却炉の主な設備損傷の状況ですが、9月19日の0時33分に起きておりますが、1つは、2号炉焼却炉の加熱器付近のボイラ水管に破損が生じ、穴が開き、この箇所から高温水が炉内に噴出して気化して、炉内圧力が急上昇しました。その3分後、圧力が規定値を超えたため、焼却炉は緊急停止に移行しております。この破孔発生の結果、のところですが、エコノマイザ及び減温等周辺の伸縮継手が3カ所破れたということでございます。3枚おめくりいただきたいと思っております。

がボイラ水管の破孔、青色で少しボケが加えておりますけれども、それが破損した部分。それから の伸縮継手の破れは緑の部分、それから 番目としまして、流動砂の一部が砂分級装置の点検口から流出しております。 の赤の部分でございます。

カラー刷りの資料でございました、繰り返します。

ボイラ水管の破れたところは の左側の上の部分、ぐるぐる巻きになっております。これは水管です。それからその右側に が伸縮継手の破れが生じているところです。それから3番目として、流動砂の一部が流出しているところが一番下のところ、 のところでございます。

またお戻りいただきまして、2番ですが、2号焼却炉の緊急停止に伴う周辺環境影響の評価でございます。煙突の排ガス、立ち下げ時における煙突排ガスの自動計測値に異常は見られておりません。工場排水についても立ち下げ時以降の工場排水の水質分析値も異常は見られておりません。(3)で炉室内の飛散物については、炉室内で回収した伸縮継手断片については焼却処理、流動砂については熔融処理を施すことによりまして、汚染物の処理処分に伴う環境影響は防止しております。

3番目ですが、原因究明等の調査結果ですが、ボイラ水管破孔、大体長さ約4センチ、幅1センチの穴が開いておりまして、その原因でございますが、近傍のストブローワからのドレン水が水管の当該部分に繰り返し当たり、局部的に管の肉厚が減じて強度低下を来たしたということでございます。恐縮ですが2枚おめくりいただきますと写真が載っております。写真で、左側の一番上、回収前ということで、60センチとして、下の丸から矢印が出ております。ストブローワというのは下の丸印のところ、これはボイラ水管ですので、焼却をしておりますと、この水管のところに粉じん等がついて付着してくるわけです。付着し続けると熱伝導が悪くなって、ここから水を蒸気にかえて発電を行っておりますので、一定間隔ごとにこのストブローワから水蒸気を出して、粉じん等を吹き飛ばしております。ところが、それが一定期間の間隔で繰り返すわけですが、終わった段階で水蒸気が冷却することによって水分に切り替わります。この再稼働時、つまり一定期間がくるとまた動くわけであり、このドレン水が残っていた水が吹き出て、その後水蒸気が出てくるというようなことになりますので、その出てきた水が繰り返し繰り返し、このような矢印の方向で当たって、その部分が減肉をしているという結果でございます。

また戻りまして、全ストブローワ周辺の水管については、外観調査肉厚測定を実施した結果、過熱器周辺の水管にドレン水が当たったことによる減肉が認められた場所があったということでございます。

4番の再発防止対策、安全対策ですけれども、設備の損傷部分を新品と交換、補修するなどの復旧をした上で、以下の措置を新たに講じました。なお、1号炉の緊急点検については、念のためということで緊急停止しておりますけれども、1号の緊急点検については、ボイラ水管の対応部分についても同じような箇所と同じような類似の減肉が認められましたので、2号炉に関する措置を1号炉にも適用しております。

新たな措置としましては、1から5までありますけれども、写真を見比べながらご覧いただければと思います。1番、ストブローワからドレン水が当たるボイラ水管部

分を保護板で覆うということで、当たった部分の水管を交換をして、この前に保護板を設けるということでございます。それから、伸縮継手の外側を金属帯で囲みます。真ん中の右側、破れが生じた部分について金属帯で覆っております。それから3番目、砂分級装置の点検口蓋の固定方法を改善するというので、写真の一番下、改修かんぬきの取り付けをいたしております。それから4番目は、ボイラ水管の年次点検の箇所を拡大を行います。それから5番目、ボイラ異常時等の操作手順及び安全作業手順を改定するという措置をとっております。

最後に、焼却炉の再稼働の予定ですが、1号炉焼却炉については本日立ち上げをいたします。2号炉については明日を予定しております。

2枚目につきましては、補足資料がついておりますが、これまでのスケジュール、経過を書かせていただいております。

念のために、5ページに用語の解説がありますので、改めてこれを見ながらご覧いただければと思います。

緊急停止に関する報告については以上でございます。

ご質問は後程お受けします。なお事務処理のことを申し上げますが、まだ報酬を受け取られていない委員の方につきましては、しばらくお席でお待ちいただきたいと思います。

事務局の連絡と報告は以上でございますので、改めて工場の緊急停止に関してのご質問があればお受けしたいと思います。

委員 済みません、質問じゃないのですが、言伝があります。この席で申し上げていただきたいと、ご都合が悪く今日お休みになられている委員の方からですが、この工場の地元で、町会長さんもしてらっしゃいまして、この事件については大変驚かれました。地域では非常にショックだったと。それに対し、地域に対する説明が余り早くなかったと。もう少しそういう安全の管理について、地元に対しての説明をきちっとできるようにしてほしいと。そういうことをこの席で申し上げておいてくれということでございましたので、一応、私の方からお伝えを申し上げます。

この件に対しては、全協でも報告があったときに、地元についての対策を何う答弁がありましたけれど、改めて事務局の方からもご答弁いただきたいと思います。

委員 これは大変申しわけございませんでした。第3地区からも、清掃工場の運営協議会の方にご参画いただいている委員さんがいらっしゃいます。その委員さんには、事故発生後直ちに清掃一組の方で対応させていただきましたが、今、ご指摘のように、全域の方にお知らせをするということにつきましては、時間が経過をしてしまいました。おわびを申し上げたいと思います。

今ご指摘ございましたように、第3地区、それから第11地区、それから第2地区の方々には、他の地区に比べて説明の場を多く設けようということで、今月にもこの報告をさせていただくということをご予定させていただいておりますが、当初行き渡ら

ないところがございました。おわびをさせていただきたいと思いますが、今後とも情報提供に努めさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 私ども議会の関係者は、他の場でもいろいろ詳しく説明を伺っておりますので、詳しいことは伺いませんが、再稼働の予定が、ちょうど本日第1焼却炉の立ち上げ予定、本日ということになっていきますので、第2焼却炉は明日ということ、これは予定どおりしているのか、いきそうなのかということと、あとこれによってサーマルリサイクルのモデル実施の検討、スケジュール、これが決まってくると思うのですが、これについて、このモデル実施の検討状況、この審議会にも関係してくると思うので、それについてのご説明をお願いします。

委員 工場の立ち上げにつきましては、工場長の私の方からさせていただきます。

本日、10時に立ち上げをスタートしております、多分今頃の時間でごみの投入が進んでいると思います。私はこちらに来ておりますので、今の状況はつかんでおりませんが、本日の立ち上げは正常に進んでおります。また、明日も一応予定どおりにいけるものと考えております。

以上です。

計画管理課長 それでは私の方から、実証確認のサンプリングの時期についてご説明いたします。この緊急停止は9月に起こりまして、10月から地域を拡大して本格モデル実施を行う予定にしておりましたので、その実証確認の影響を心配しておりましたが、当初、12月にサンプリングの時期を設定しております関係から、今後、清掃一組とも協議になりますが、来月には実施できるのではないかと考えております。したがって、その実証確認に関しては影響は出てこないのかなと考えております。

会長 それでは、時間を若干超過してしまいました。私の議事進行の勝手際申しわけございませんでした。

それでは、これをもちまして、平成19年度第2回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきたいと思います。

(午後4時15分閉会)